

別紙様式第3

物資供給状況報告書

平成 年 月 日

北海道知事様

会社名

代表者名

(担当部署

)

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、当社の物資供給状況を下記のとおり報告します。

記

物資供給実施状況

実施日時	品目	数量	搬入場所

別紙様式第 4

連絡責任者届

平成 年 月 日

団体名

1. 連絡先

(第 1 連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第 2 連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第 3 連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 勤務時間外及び休日の連絡先

(目的外使用禁止)

「災害時における物資の供給に関する協定書」に記載する活動に利用すること。

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、被災住民等を救助するための物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が、次に掲げる場合において、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) 北海道外において災害等が発生し、都府県から物資の供給要請があるとき。
- (4) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、要請する物資名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した「災害時における物資供給要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給状況報告書」（別紙様式第2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように

配慮するものとする。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が支払うものとする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換等)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うとともに、乙は甲が行う防災訓練に参加するなど防災意識の啓発に努め、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲、乙は、本協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙様式第3)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 北海道
北海道知事

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人コメリ災害対策
理事長